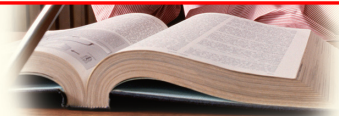


今週の専門用語



📖 承継譲渡制限付株式

合併があった場合、被合併法人において特定譲渡制限付株式を有していた者に対し交付される合併法人の譲渡制限付株式のほか、分割型分割における分割法人の特定譲渡制限付株式を有する者に対し交付される分割承継法人の譲渡制限付株式などを指す(所令84条①、所規19条の4②)。所得税法施行令84条では、譲渡制限付株式に係る所得税の課税関係を規定しているが、同条は譲渡制限付株式のみならず、承継譲渡制限付株式も対象にしている。

📖 役員等の株式会社に対する損害賠償責任

取締役や監査役などの役員等がその任務を怠ったことにより株式会社に対し損害を与えた場合に、その役員等が負う損害賠償責任(任務懈怠責任)のことである(会社法423①)。たとえば、取締役の善管注意義務に反し循環取引などの粉飾取引(違法取引)を行った場合が対象となるほか、役員等が行う利益相反取引により株式会社に損害が生じた場合などが対象となる。なお、この役員等の株式会社に対する損害賠償責任は総株主の同意があれば免除することができる(会社法424)。

📖 株主リスト

株主総会決議を要する事項を登記する場合には、平成28年10月1日より、株主リストの添付が義務付けられる。株主総会議事録等を偽造して役員になりますなどの違法行為などに対応するもの。上位10名又は議決権割合が3分の2に達するまでの株主(いずれか少ない人数)について、氏名、住所、株式数、議決権数、議決権割合を記載する。登記申請の附属書類として提出されるものであり、例えば、役員の変更などが生じた際には、本店所在地では2週間以内に登記申請手続きを行う。

07
ページ

10
ページ

40
ページ

From 編集室

◆7月22日開催の企業会計審議会では、4大監査法人のIFRSに関するパートナー及びマネージャーの人数が明らかにされている。有限責任あずさ監査法人を例にとれば、IFRSへの移行支援に約590人が関与している。◆IFRSの任意適用を拡大していく上で課題とされていた「人材の確保」だが、4大監査法人に限れば、その懸念は払拭されつつある。◆ただ、人材以外にも課題はある。IFRSの収益認識やリースなど、仮に個別財務諸表に適用されることになれば中小企業も巻き込んだ税の問題が大きく立ち塞がる。会計士協会では、損金経理要件の弾力化を求めており、何らかの対応が必要だ。(MIN)

週刊T&Amaster 第654号

2016年8月8日発行(毎週月曜発行)

【編集人】南館茂雄

【発行人】村田幸雄

【発行所】株式会社ロータス21

〒104-0045 東京都中央区築地2-11-11 6F

【販売】新日本法規出版株式会社

〒460-8455 名古屋市中区栄1-23-20

【お問合せ】販売・広告 (052)211-1525

記事内容 (03)5281-0020 ta@lotus21.co.jp

最新号を含む見本誌を無料で進呈しております。下記よりご請求下さい